

別添

夜間・休日パトロール業務仕様書

1 目的

廃棄物の不法投棄や野外焼却行為等の不適正な処理が、依然として後を絶たず、また、その手口も、夜間や休日に行うなど、悪質かつ巧妙になってきていることから、夜間や休日における廃棄物処理の状況を監視し、不適正処理の早期発見や未然防止に努めることを目的とする。

2 業務の名称

夜間・休日パトロール業務

3 業務の場所

高松市を除く香川県全域であって委託者（以下「県」という。）が指示する箇所とする。

4 業務の実施期間等

- (1) 業務の実施期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (2) 休日（昼間）のパトロール業務は、午前10時から午後5時まで（昼食の休憩時間を含む。）とし、それを1回と数える。
- (3) 夜間（休日を含む。）のパトロール業務は、午後6時から午後10時までとし、それを1回と数える。
- (4) やむを得ず、上記時間帯以外の時間帯においてパトロール業務を実施する必要がある場合は、実施時間帯を指定することができる。この場合、実施時間は県と受託者が、その都度協議して定めるものとする。
- (5) パトロールの回数は、年間180回とする。
- (6) パトロールの実施日は原則として、前月の25日までに県が指示するものとするが、緊急を要すると県が判断した場合は、その都度実施日を指示することができる。

5 業務の内容

- (1) 廃棄物の不適正処理事案の巡回監視
- (2) 廃棄物の不適正処理発見時における行為者の特定につながる事項の調査
- (3) 廃棄物の不適正処理発見時における廃棄物の排出事業者の特定につながる事項の調査
- (4) 廃棄物の不適正処理発見時における運搬経路、運搬車両の特定につながる事項の調査
- (5) 廃棄物処理施設等の巡回監視
- (6) 香川県外産業廃棄物循環利用施設等の巡回監視
- (7) 小規模廃棄物焼却炉の実態調査
- (8) 香川県外産業廃棄物運搬車両等の調査
- (9) その他県が指示する調査等
- (10) 上記業務の結果報告事務

6 業務の実施方法

- (1) 受託者は、夜間・休日パトロール業務指示書の日時、箇所、調査項目等に基づきパトロールを行うこと。
- (2) パトロールは正副2名1組の体制で実施すること。
- (3) パトロール中に異常を発見した場合は、必要に応じて委託者へ連絡を行うものとする。
- (4) 機材は必要に応じ、デジタルカメラ、カメラ、ビデオ、双眼鏡、携帯電話、無線機等を使用すること。
- (5) 業務の実施に伴う協議及び打ち合わせは、業務開始にあたり委託者と受託者（パトロールを行う者）で現地確認のうえで行うものとする。なお、毎月の業務指示の際は、面談により打ち合わせを行うことを基本とする。

7 疑義

受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項及び疑義を生じた事項については、速やかに県と協議の上、指示を受けるものとする。

8 秘密の保持

受託者は、本業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。ただし、あらかじめ県の書面による承認を得たときは、この限りでない。

9 受託者の負担

本業務を実施する上で必要となる人件費並びに車輛、機材及び機器等の取得又は維持管理等の一切の費用は、受託者の負担とする。

10 業務の報告

- (1) 受託者は、パトロール実施後速やかに、業務実施結果の日報を作成し、現場の状況写真等を添付し、県に電子データ（PDF ファイル）で提出すること。また、四半期ごとの業務終了後には、四半期ごとの業務実施結果の総括表を県に1部書面で提出すること。なお、全てのパトロールが終了したときは、業務実施結果の日報及び四半期ごとの業務実施結果の総括表の電子データをCD-R等により県に提出すること。
- (2) パトロール実施中、緊急を要する場合は、県に連絡すること。
- (3) 報告様式については、別途県が指示する。